



令和4年12月定例会

# 御杖村議会会議録

令和4年12月13日開会  
令和4年12月20日閉会

御杖村議会



## ◎目 次

第1号（12月13日）	— 1 —
◎議事日程	— 2 —
◎本日の会議に付した事件	— 3 —
◎出席議員(6名)	— 3 —
◎欠席議員(1名)	— 3 —
◎会議録署名議員	— 3 —
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	— 3 —
◎職務のため議場に出席した事務局職員	— 3 —
◎〔発言記録〕	— 4 —
◎開会及び開議の宣告	— 4 —
◎会議録署名人の指名	— 4 —
◎会期の決定	— 4 —
◎諸般の報告(議会運営委員会)	— 4 —
◎諸般の報告(例月出納検査)	— 5 —
◎諸般の報告(桜井宇陀広域連合議会)	— 5 —
◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会)	— 5 —
◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会)	— 5 —
◎諸般の報告(曾爾御杖行政一部事務組合議会)	— 5 —
◎行政報告	— 5 —
◎一般質問	— 6 —
張間議員「子ども医療費助成の対象年齢拡大について」	— 6 —
◎宇陀衛生一部事務組合議会議員の選挙について	— 7 —
◎むらづくり委員会委員長の選任について	— 7 —
◎追加日程第1  むらづくり委員会副委員長の選任について	— 7 —
◎承認第5号専決処分の承認を求めることについて (令和4年度御杖村一般会計補正予算(第4号))	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	— 7 —
◎議案第27号菅野体育館・公民館耐震改修工事に伴う工事請負契約の変更契約の締結について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	— 9 —
◎議案第28号御杖村公告式条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	— 9 —
◎議案第29号御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	— 9 —
◎議案第30号御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	— 9 —
◎議案第31号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	— 9 —
◎議案第32号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	— 9 —

◎議案第33号御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	— 9 —
◎議案第34号令和4年度御杖村一般会計補正予算(第5号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、付託]	— 10 —
◎議案第35号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、付託]	— 10 —
◎議案第36号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、付託]	— 11 —
◎同意第4号御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについて	
[上程、説明、採決]	— 18 —
◎散会の宣言	— 22 —
第2号 (12月20日)	— 23 —
◎議事日程([審議結果])	— 24 —
◎本日の会議に付した事件	— 24 —
◎出席議員(6名)	— 24 —
◎欠席議員(1名)	— 24 —
◎会議録署名議員	— 25 —
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	— 25 —
◎職務のため議場に出席した事務局職員	— 25 —
[発言記録]	— 26 —
◎開議の宣言	— 26 —
◎承認第5号専決処分の承認を求めることについて (令和4年度御杖村一般会計補正予算(第4号))	
[上程、委員長報告、委員長質疑、討論、採決]	— 26 —
◎議案第34号令和4年度御杖村一般会計補正予算(第5号)の議定について、議案第35号 令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の議定について、議案第36号 令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の議定について	
[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]	— 27 —
◎議案第34号令和4年度御杖村一般会計補正予算(第5号)の議定について	
[討論、採決]	— 28 —
◎議案第35号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の議定について	
[討論、採決]	— 28 —
◎議案第36号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の議定について	
[討論、採決]	— 29 —
◎発委第5号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)	
[上程・採決]	— 32 —
◎発委第6号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)	
[上程・採決]	— 32 —
◎閉議及び閉会の宣言	— 33 —
◎議事録署名	— 35 —

(令和4年12月13日)

## 令和4年12月御杖村議会定例会(第1号)

令和4年12月13日(火)

開議 午前10時00分

### ◎議事日程〔審議結果〕

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

・議会運営委員会	11月25日
・例月出納検査	8月・9月・10月分
・桜井宇陀広域連合議会	11月21日定例会
・東宇陀環境衛生組合議会	11月21日定例会
・宇陀衛生一部事務組合議会	11月28日定例会
・曾爾御杖行政一部事務組合議会	12月5日定例会

第4 行政報告

第5 一般質問

第6 宇陀衛生一部事務組合議会議員の選挙について

第7 むらづくり委員会委員長の選任について

追加第1 むらづくり委員会副委員長の選任について

第8 承認第7号〔予算決算委員会付託〕

専決処分の承認を求めることについて

(令和4年度御杖村一般会計補正予算(第4号))

第9 議案第27号〔原案可決〕

菅野体育館・公民館耐震改修工事に伴う工事請負契約の変更契約の締結について

第10 議案第28号〔原案可決〕

御杖村公告式条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第29号〔原案可決〕

御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第30号〔原案可決〕

御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第31号〔原案可決〕

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第32号〔原案可決〕

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第33号〔原案可決〕

御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第34号〔予算決算委員会負託〕

令和4年度御杖村一般会計補正予算(第5号)の議定について

第17 議案第35号〔予算決算委員会負託〕

令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の議定について

**第18 議案第36号 [予算決算委員会負託]**

令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の議定について

**第19 同意第4号 [原案同意]**

御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについて

**追加第2 同意第5号 [原案同意]**

御杖村副村長の選任つき同意を求めることについて

**◎本日の開議に付した事件**

議事日程に同じ

**◎出席議員(6名)**

副議長	葛城昌俊君	1番	張間裕子君	
	2番	廣口芳弘君	4番	古川芳明君
	6番	山岡隆良君	7番	松岡一生君

**◎欠席議員(1名)**

議長 木村忠雄君

**◎会議録署名議員**

4番 古川芳明君      6番 山岡隆良君

**◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名**

村長	伊藤収宜君
教育長	鈴木泰弘君
総務課長	中嶋英樹君
むらづくり振興課長	片岡保昌君
会計管理者	今井智君
教育委員会次長	中村康幸君
住民生活課長	仲子雄史君
産業建設課長	古谷匡敏君
保健福祉課長	川上隆二君

**◎職務のため議場に出席した事務局職員**

事務局長 森本成則君

散会 午前11時22分

## ◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

## ◎開会及び開議の宣言

○副議長(葛城昌俊君):皆さん、おはようございます。本日の12月定例会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。本日の会議に際し、木村議長より入院療養のため欠席届が出ております。ことによりまして、議長が欠席となりますので、地方自治法第106条の規定により、私副議長が議長の職を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。ただ今の出席議員は6名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、令和4年12月御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から、開会します。ただちに、本日の会議を開きます。

## ◎会議録署名議員の指名

○副議長(葛城昌俊君):本日の議事日程は、別紙第1号のとおりとします。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。御杖村議会会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、4番古川芳明君・6番山岡隆良君を指名します。

## ◎会期の決定

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第2、会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの8日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月20日までの8日間と決定しました。

## ◎諸般の報告(議会運営委員会)

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第3、諸般の報告を行います。はじめに、11月25日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、松岡一生君。

○委員長(松岡一生君):議長。7番松岡。

○副議長(葛城昌俊君):松岡一生君。

○委員長(松岡一生君):それでは、11月25日に開催いたしました議会運営委員会の会議結果について、報告をいたします。当日は、木村議長が欠席でありましたが、御杖村議会委員会条例第12条の規定による定足数に達していたことから、12月定例会の運営について協議を行いました。ま



ず、会期及び会期中の日程について協議をおこない、会期を、12月13日から20日までの8日間とし、全員協議会を14日、予算決算委員会を16日、続会議を20日とそれぞれ決定し、いずれも午前10時の開会といたしました。また一般質問については、通告締め切りを12月7日とし、質問日は、12月13日の開会日と決定いたしました。次に、開会日における、議事日程および議事進行の取り扱いについて協議を行い、専決を含む補正予算4件については予算決算委員会へ付託し、その他の案件については、開会日に即決することと致しました。最後に、次回令和5年3月定例会の会期を検討するため、継続調査申出書を、続会日に提出することを決定して委員会を閉じました。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○副議長(葛城昌俊君):松岡委員長、ご苦労様でした。

### ◎諸般の報告(例月出納検査)

○副議長(葛城昌俊君):次に、監査委員より例月出納検査について、8月から10月分の検査報告をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告といたします。

### ◎諸般の報告(桜井宇陀広域連合議会)

○副議長(葛城昌俊君):次に、11月21日開催されました桜井宇陀広域連合議会定例会の報告ですが、報告書の写しを配布させていただいておりますので、写しをもって報告に変えさせていただきます。以上で諸般の報告を終わります。

### ◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会)

○副議長(葛城昌俊君):次に11月21日開催されました宇陀衛生一部事務組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員、4番古川芳明君。

○4番(古川芳明君):はい、4番古川。

○4番(古川芳明君):ただいま、議長の許可を得ましたので、去る11月21日午後1時30分より、令和4年第2回東宇陀環境衛生組合議会定例会が東宇陀クリーンセンターにおいて開催されました。宇陀市からは組合議長として上田徳議員、組合議員として、田中剛志議員、松浦久子議員が出席いたしました。曾爾村からは組合議員として坂井英治議員、田中稔一議員が出席いたしました。御杖村からは組合副議長として山岡隆良議員、組合議員として、わたくし古川と松岡一生議員が出席いたしました。組合議会定例会については、8名出席(定数10名)で議会は成立し、その後日程に基づき、会議録署名議員の指名、会期の決定を行い、芝田管理者の挨拶後議事に入りました。付議された案件は、承認第1号専決処分した事件の承認について、東宇陀環境衛生組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、承認第2号専決処分した事件の承認について、東宇陀環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、承認第3号専決処分した事件の承認について、東宇陀環境衛生組合職員

の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第1号令和4年度東宇陀環境衛生組合一般会計補正予算第1号について、認定第1号令和3年度東宇陀環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について以上5件が提案されました。承認第1号令和4年6月1日付け専決処分書の承認、承認第2号令和4年4月1日付け専決処分書の承認、承認第3号令和4年10月1日付け専決処分書の承認、議案第1号令和4年度一般会計補正予算について、歳入歳出それぞれ6百5拾3万3千円の増額予算となっています。認定第1号令和3年度一般会計歳入歳出決算について、歳入合計2億5百8拾万6千6百拾3円で予算額2億2百5拾7万9千円に対し、3百2拾2万7千6百拾3円の増収。歳出合計1億9千4百3拾4万3千百円で予算額2億2百5拾7万9千円に対し、8百2拾3万5千9百円の不用額を生じる内容となっています。山岡隆良議員より、歳入2款使用料及び手数料、節1の清掃手数料、ごみ袋販売代及び1トンあたりのごみ処分単価の説明を求め、提案者より詳細の説明をいただきました。以上5件が原案どおり全会一致により可決され、午後2時30分に閉会いたしました。

○副議長(葛城昌俊君):古川議員、ご苦労様でした。

## ◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会)

○副議長(葛城昌俊君):次に11月28日開催されました宇陀衛生一部事務組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員、1番張間裕子君。

○1番(張間裕子君):1番張間。

○1番(張間裕子君): たいま、議長の許可を得ましたので、宇陀衛生一部事務組合議会の報告をさせていただきます。去る11月28日月曜日午後2時から、令和4年宇陀衛生一部事務組合議会第2回定例会が、宇陀市役所大会議室で開催されました。出席した組合議会議員は12名で、御杖村からは、わたくし張間が出席いたしました。開会に先立ち、本村吉田副議長のご逝去を悼み黙祷をささげ、管理者である宇陀市金剛市長の招集あいさつ後、議事日程に基づき、会議録署名議員の指名、会期の決定が行われました。会期については、議事終了までと決定されました。これまでの経緯から、令和6年までは御杖村から副議長を選出することとなっており、議長の指名推薦によりわたくし張間が吉田副議長に引き続き副議長に就任致しました。議案第6号宇陀衛生一部事務組合職員の育児休業に等に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員にかかる妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援の為に講じる措置が明らかにされる当該措置の内、非常勤職員の育児休業、該当休暇等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等が示されたと言うことで改正を行うものです。挙手全員により決定しました。次に、議案第7号令和4年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出補正予算第1号については、歳入歳出それぞれ9百4万8千円を減額し、総額を3億3千7百6拾7万8千円とするものです。これは、職員の退職及び休職期間による給料等の減額によるし尿処理費の減額で、歳入では市村負担金が減額となり、御杖村の負担金は、百9万2千円の減額となります。次に、認定第1号令和3年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出決算については、歳入総額1億1千5百9拾1万4百2拾2円、歳出総額1億9百7拾3万5千3百3拾6円で、決算の結果、単年度収支額6百拾7万5千8拾6円の黒字決算となりました。提案されました議案3件は、すべて可決・認

定され、午後2時50分に閉会しました。閉会后、宇陀衛生センター基幹的設備改良工事における整備内容と工事のスケジュールについて説明がなされました。以上、簡単ではありますが、宇陀衛生一部事務組合議会の報告といたします。

○副議長(葛城昌俊君):張間議員、ご苦労様でした。

## ◎諸般の報告(曾爾御杖行政一部事務組合議会)

○副議長(葛城昌俊君):次に12月5日に開催されました曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員、廣口芳弘君。

○2番(廣口芳弘君):はい、議長。2番廣口。

○2番(廣口芳弘君):去る12月5日10時より令和4年12月曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会が御杖村役場三階会議室に於いて開催されました。曾爾村からは、組合議長として木治議員、組合議員として東口議員、大向議員が出席し、御杖村からは組合議員として葛城議員、私廣口が出席致しました。木治議長から、木村議員及び執行側の曾爾村尾上教育長の欠席報告のあと、議会成立宣言がなされ、会議録署名議員に、5番葛城議員、6番わたくし廣口の指名につづき、会期を1日間と決定し、議案の審議に入りました。付議された案件は、議第5号案曾爾御杖行政一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、認定第1号令和3年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議第6号案令和4年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計予算補正第1号についての以上、認定1件、議案2件の議題が提出されました。議第5号案曾爾御杖行政一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、準用しています国家公務員一般職の給与が改定されたことからの本組合一般職の給与改正と、認定第1号令和3年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、決算概要の説明のあと、事務局長より監査委員からの代読による監査報告がなされ、議第6号案令和4年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計予算補正第1号については、繰越金の確定により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3千4百7拾万1千円とする説明のあと、それぞれ審議の結果、提出された3議案は原案どおり全会一致で、認定及び可決され、午前10時40分に閉会しました。以上で曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告と致します。

○議長(葛城昌俊君):廣口議員、ご苦労様でした。以上で諸般の報告を終わります。

## ◎行政報告

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第4行政報告をお願いします。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本日、12月定例会を招集いたしましたところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。木村議長におかれては、病気療養中であります。一日も早いご全快と、復帰が望まれると

ころです。さて、私事ではありますが、10月のなかばに、約2週間、入院療養をさせていただきました。議員各位には、ご心配をお掛けし、また不在となることへのご理解をいただきましたことに感謝申し上げます。この間の行政運営におきましては、教育長を始め、職員全員で、不在への対応をしていただきました。村政が滞りなく運営されたことに、非常に心強く感じたところです。これに甘えることなく、しっかりと健康に留意し、村の発展に向け、引き続き努めてまいり存でございます。それでは、9月以降の主な事柄について報告させていただきます。先ず、11月14日の安全安心なむらづくりに関する協定締結についてです。NHKでも放送されましたが、岡村とうふとして村民にも馴染みのある有限会社岡村は、三重県全域とその隣接地域で豆腐の移動販売をされております。御杖村村内全域もその営業範囲となっていることから、高齢者の見守りや地域の安全向上に協力したいとの打診をいただきました。過疎高齢化が進む本村にあつては、地域コミュニティによる支え合いを維持することも難しくなっています。こうしたことを踏まえ、公的のみならず民間の協力を得ていくことも非常に大切であると考えております。福祉施策を始め、多方面において民間組織との連携を図り、村の発展につなげていきたいと思っております。次に、東京出張について報告いたします。昨年は、新型コロナの影響から、制限された大会が多かったわけですが、今年は、経済活動の再開もすすむ中、全国の町村長が集うこととなり、曾爾村長とともに、11月16日から18日にかけて上京をまいりました。16日は、奈良県の町村長が集まり、日本経済の現在とこれからと題した研修を受けましたが、不確実な時代における地域づくりについて考えさせられるものとなりました。翌、17日は、全国926の町村長と町村会関係者が集い、内閣及び国会の要職者を迎えて、約1,200名の参加による全国町村長大会が開かれました。大会では、町村が自主的・自律的に様々な施策を展開するとともに、災害や感染症に強く、持続可能な活力のある地域を創生しよう、支援の充実を国に求めていくことを確認しました。大会終了後は、国会議員会館へ、奈良県選出の国会議員を訪ね、本村の状況を報告するとともに、現在取り組んでいる伊勢本街道の史跡登録と、悲願であります国道368号線の早期改良等について支援をお願いしてきました。また、内閣府の経済安全保障担当大臣室にて、高市大臣を表敬訪問し、宇陀地域の発展に向けた国の施策展開と、なお一層の支援を要望してきました。18日は、全国山村振興連盟通常総会に出席、山村地域の活性化と発展、デジタル化の進展に向けた各方面にかかる支援充実を国に求める決議を行ってきました。財政基盤の弱い本村にあつては、国の支援を引き出すことも非常に大切であると考えます。限られた機会であっても積極的な要望活動を行っていききたいと思います。最後に、本定例会には、専決処分の承認1件、契約1件、条例6件、補正予算3件、また人事案件も提出しております。なお、予算案件については、新型コロナの影響に対する生活支援や、人事院勧告への対応が中心となっています。ご審議いただき可決賜りますようお願い申し上げます。12月の行政報告とさせていただきます。

○副議長(葛城昌俊君):これで、行政報告を終わります。

## ◎一般質問

### 張間議員「子ども医療費助成の対象年齢拡大について」

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第5一般質問を行います。通告に基づき発言を許可します。1番張間議員。

○1番(張間裕子君):はい、議長。1番張間。

○副議長(葛城昌俊君):はい、張間議員。

○1番(張間裕子君):ただ今、議長の許可を得ましたので、子ども医療費助成の対象年齢拡大について質問させていただきます。現在、本村において子ども医療費助成として中学生15歳までを対象に医療費の無料化を行っていますが、昨今、全国的に対象年齢の拡大18歳までの拡大が進んでいる状況であります。奈良県内でもいくつかの市町村では既に実施している所もあり、今後更に増えていくと思われます。子どもを生み育てやすい環境作りを進める本村においても、子育て世帯のより一層の医療費負担軽減を図り、子育て支援のさらなる充実を図るために実施に向けて力を入れていくべきではないでしょうか。村長のお考えをお聞かせください。よろしくをお願いします。

○副議長(葛城昌俊君):答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):ただ今の、張間議員の質問についてであります。子育てにやさしいむらづくりは未来への投資であり、これまでも子育ての経済的負担の軽減のため、中学校修了までの医療費の無料化、保育料や給食費の無料化、インフルエンザの予防接種費用の一部助成を実施して参りました。張間議員が言われますように、子ども医療費助成事業の対象年齢の拡大は全国的にも進んでおります。子育て環境の充実に多くの自治体に取り組んでいる状況であります。本村としましても、子ども医療費助成の対象年齢の拡大について、検討を進めてきたところであり、令和5年度から高校生までの医療費の無料化を進めて参りたいと考えております。今後も引き続き、安心して子どもを産み、子育てができる様に支援策の充実を図って参りたいと考えております。よろしくをお願いします。

○副議長(葛城昌俊君):張間議員。

○1番(張間裕子君):はい、議長。

○1番(張間裕子君):村長の答弁、大変よく分かりました。これを機に移住定住を図るためにも、若年層の流出に歯止めをかけるためにも、さらなる村独自の子育て支援施策の実施をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長(葛城昌俊君):これで、一般質問を終わります。

## ◎宇陀衛生一部事務組合議会議員の選挙について

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第6・宇陀衛生一部事務組合議会議員の選挙についてを議題と致します。本案は、去る11月12日吉田俊弘議員のご逝去により、宇陀衛生一部事務組合議会議員に欠員が生じたことから、新たに派遣議員1名を選挙するものでございます。

○副議長(葛城昌俊君):お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による、指名推薦の方法を用いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○副議長(葛城昌俊君):副議長 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推薦の方法を用いることに決定しました。お諮りします。指名については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○副議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。宇陀衛生一部事務組合議会議員に、6番山岡隆良君を指名します。お諮りします。ただいま、わたくし議長が指名しました6番山岡隆良君を宇陀衛生一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○副議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、ただいま指名致しました6番山岡隆良君が宇陀衛生一部事務組合議会議員に当選されました。御杖村議会会議規則第33条第2項の規定により、6番山岡隆良君に当選の告知を致します。山岡議員よろしく申し上げます。

## ◎むらづくり委員会委員長の選任について

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第7むらづくり委員会委員長の選任についてを議題と致します。本案についても、去る11月12日吉田俊弘議員のご逝去に伴い、むらづくり委員会委員長が欠けましたので、新たにむらづくり委員会委員長の選任をするものでございます。

○副議長(葛城昌俊君):お諮りします。選任については、御杖村議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長が指名させていただきます。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○副議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、2番廣口芳弘君をむらづくり委員会委員長に指名させていただきます。廣口議員よろしく申し上げます。

## ◎追加日程第1 むらづくり委員会副委員長の選任について

○副議長(葛城昌俊君):ただいま、むらづくり委員会委員長に廣口芳弘君が選任されたことから、むらづくり委員会副委員長が欠けました。お諮りいたします。むらづくり委員会副委員長の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちにむらづくり委員会副委員長の選任を行いたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○副議長(葛城昌俊君):副議長 異議なしと認めます。したがって、むらづくり委員会副委員長の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちにむらづくり委員会副委員長の選任を行うことに決定しました。お諮りします。選任については、御杖村議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長が指名させていただきます。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

○副議長(葛城昌俊君):副議長 異議なしと認めます。したがって、8番松岡一生君をむらづくり委員会副委員長に指名させていただきます。松岡議員よろしく申し上げます。

## ◎承認第7号専決処分の承認を求めることについて

(令和4年度御杖村一般会計補正予算(第4号))

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第8承認第7号、専決処分承認を求めることについて、令和4年度御杖村一般会計補正予算第4号を議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、一般会計の歳入歳出それぞれに3千5百9拾5万4千円を追加し、補正後の総額を26億3千9百5拾1万円としたものでございます。内容は、新型コロナウイルス対応臨時交付金の追加交付分を財源として、地域振興券第2弾の配布をおこなうものです。また、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援として非課税世帯への給付金支給を計上したのとなっております。緊急の生活支援策であることから、去る10月1日に専決処分とさせていただきますので、承認をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○副議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第8承認第7号、専決処分承認を求めることについて、令和4年度御杖村一般会計補正予算第4号は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

### ◎議案第27号菅野体育館・公民館耐震改修工事に伴う工事請負契約の変更契約の締結について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第9議案第27号菅野体育館・公民館耐震改修工事に伴う工事請負契約の変更契約の締結についてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、去る6月の定例会にて議決をいただいた工事請負契約について、工事の進捗に伴い変更の必要な部分が生じたことから、今般、変更契約を締結したく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決をお願いするものでございます。内容については、教育次長より説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○教育委員会事務局次長(中村康幸君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):中村教育委員会事務局次長。

○教育委員会事務局次長(中村康幸君):この菅野体育館・公民館耐震改修工事は、契約金額税込み8千5百5拾7万1千6百円で、株式会社木村組代表取締役木村隆雄と工事請負契約を締結し、現在工事を進めております。このまま順調に工事が進めば、令和5年1月末に竣工する見通しで

あります。今回、工事請負変更契約の議決をお願いいたします税込み8拾万3千円の増額の内容につきましてご説明をさせていただきます。3項目ございまして、1項目めとして体育館と体験交流館をつなぐ通路の屋根や支柱並びに体育館内倉庫の塗装を当初の設計に含めていませんでしたが、工事を進めるとこうした部分の錆や汚れが著しく目立ち、塗装を施したいと考えております。2項目めは児童一時預かり事業を行う予定をしています部屋の床の材質をビニールシートからタイルカーペットに変更すると共に、インターネットの配線に必要となる配管を追加いたしたくお願いします。3項目めは、浄化槽の設置や敷地内の道路を舗装する為に地面を掘削した際にコンクリート殻が大量に出土し、この処分費用が生じることとなりました。以上が、増額となる内容でございます。請負業者と12月8日に変更の仮契約を交わしております。この変更契約についてご審議下さいますようお願い致します。

○副議長(葛城昌俊君):ただいま、伊藤村長より提案理由の説明と中村教育委員会事務局次長より詳細説明をいただきましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第9議案第27号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第9議案第27号号菅野体育館・公民館耐震改修工事に伴う工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第28号御杖村公告式条例の一部を改正する条例の制定 について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第10議案第28号御杖村公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本条例につきましては、地方自治法第16条の規定に基づき、条例の公布方法等について定めているものですが、情報化社会への対応や、公印省略の方針にそって改正を行うものです。改正の内容については、総務課長より説明申し上げます。

○副議長(葛城昌俊君):中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋英樹君):はい、議長。主な改正点についてご説明申し上げます。先ず、第2条第2項につきましては、条例の公布方法について定めているものでございますが、村内各大字の掲示場4ヵ所への掲示を基本とし、村のホームページへの掲載についても可能とするもので文言の追



加をしております。第3条及び第4条につきましては、本村の押印見直し方針に沿って改正するものでございます。第3条では、これまで、規則の公布の際には、条例と同様に村長の署名が必要としましたが、これを記名というものに改めるものでございます。第4条につきましては、規程の公表について、村長の記名と印が必要としましたが、これを記名のみとするものでございます。第6条は、規則または規程の施行日にかかる規定が欠けておりましたので、これを追加するものでございます。最後に別表の修正でございますが、神末掲示板の所在の場所を他の大字と同様に施設名とするものでございます。以上が、主な改正点で、施行日を令和5年1月1日としています。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○副議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第10議案第28号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第10議案第28号御杖村公告式条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第29号御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について [上程、説明、質疑、討論、採決]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第11議案第29号御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本条例につきましては、御杖村の議会議員及び村長選挙における選挙運動の公営に関して必要な事項を定めているものでございます。その内容については、国会議員に準じて定めることが可能とされています。また、公営の経費限度額については、公職選挙法施行令で細かく定められておりますが、この施行令が改正されたことから、本条例の見直しを行うものでございます。詳細については、総務課長より説明申し上げます。

○副議長(葛城昌俊君):中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋英樹君):はい、それでは、改正内容についてご説明申し上げます。お手元の議案書をご覧くださいと思います。まず、第4条第2号アは、選挙運動用自動車を借り入れた場合の1日の金額の公営負担上限額を定めているものですが、1万5千8百円を1万6千百円に改めるものでございます。また、同号のイでは、選挙運動用の自動車の燃料について定めているものでございますが、1日当たり7千5百6拾円を7千7百円に増額しています。第9条及び第10条につき

ましては、ビラの作成の公費負担についてその支払方法と上限額を定めているものでございますが、1枚当たり、7円5拾1銭を7円7拾7銭に増額をするものでございます。第13条では、ポスター作成にかかる公費負担について定めているものでございますが、1枚当たり、5百2拾5円6銭を5百4拾1円3拾1銭に、また一律加算額3拾1万5百円を3拾1万6千2百5拾円にそれぞれ増額をしているものでございます。改正内容は以上でございます。施行日は公布の日としています。ご審議の程、よろしくお願い致します。説明を少し訂正をさせていただきたいと思っております。表現が間違っていたか分かりませんが、7円7拾3銭というふうに訂正をしたいと思います。

○副議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第11議案第29号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第11議案第29号御杖村公告式条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第30号御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第12議案第30号御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の改正により、国家公務員特別職の給与が改定されたことから、これに準じて、本村議員の期末手当について改定を行うものでございます。詳細については、総務課長より説明申し上げます。

○副議長(葛城昌俊君):中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋英樹君):はい、議長。改正内容について、ご説明いたします。国家公務員特別職の給与改定では、期末手当の年間支給月数を3.25月から3.30月へ、0.05月分引き上げられましたことから、それに準じて改定をおこなうものでございます。議案改正文のほう、条例第7条第2項では、6月と12月の期別ごとの支給月数を定めているものでございますが、改正条例第1条によりまして、100分の162.5を一旦167.5に改定することによりまして、令和4年度全体の支給月数を0.05引き上げ、国と同様年間3.30月とするものでございます。また、改正条例第2条につきましては、令和5年度以降の支給月数を定めるものでございますが、100分の165に改定することによりまして、年間支給月数を3.30月とするものでございます。なお、令和4年12月の期末手当

につきましては、改正前の規定より既に12月10日、9日でございますか。支給されているところ  
でございます。附則の第2条の規定により、差額として追加支給することとなります。ご審議の程、よろ  
しくお願い致します。

○副議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋総務課長より詳細説明をいた  
だきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討  
論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採  
決を行います。日程第12議案第30号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第12議案第30号御杖村議  
会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決  
されました。

### ◎議案第31号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に 関する条例の一部を改正する条例の制定について [上程、説明、質疑、討論、採決]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第13議案第31号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費  
に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運  
営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤  
村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の改正により、国家  
公務員特別職の給与が改定されたことから、これに準じて、本村特別職の期末手当について改定  
を行うものでございます。詳細については、総務課長より説明申し上げます。

○副議長(葛城昌俊君):中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋英樹君):はい、議長。改正の内容について、ご説明申し上げます。先程の議案第  
30号と同様の説明となりますが、国家公務員特別職の給与改定に準じて、本村特別職の期末手  
当年間支給月数を3.25月から3.30月へ、0.05月分引き上げるものでございます。条例第6条  
の期別ごとの支給月数を100分の167.5に改定することにより、令和4年度全体の支給月数を  
0.05引き上げ、年間3.30月とします。また、改正条例第2条では、100分の165とすることによ  
り、年間支給月数を3.30月とするものでございます。なお、附則の第2条の規定によりまして、差  
額として追加支給することとなります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○副議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋総務課長より詳細説明をいた  
だきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討  
論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第13議案第31号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第13議案第31号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第32号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第14議案第32号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正により、国家公務員一般職の給与が改定されたことから、これに準じて、本村一般職員の月例給及び勤勉手当について改定を行うものでございます。詳細については、総務課長より説明申し上げます。

○副議長(葛城昌俊君):中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋英樹君):はい。それでは、改正の内容について、ご説明申し上げます。本村一般職の職員の月例給及び勤勉手当について改定をおこなうものでございます。先ず勤勉手当についてですが、第16条第2項第1号では、6月と12月における期別の支給月数を定めておりますが、条文に12月に支給する場合においては100分の105の文言を加えることにより、令和4年度全体の勤勉手当の支給月数を0.1引き上げ、年間の支給月数を2.0月とするものでございます。同項第2号では、再任用職員の勤勉手当について定めているものでございますが、12月に支給する場合においては100分の50の文言を加えることにより、年間支給月数を0.05引き上げ、年間0.95月とするものでございます。また、改正条例第2条におきまして、令和5年度以降の支給月数を定めるものでございますが100分の100に改定することにより、年間支給月数を2.0月としております。再任用職員については、100分の47.5に改めることにより、年間支給月数を0.95月としております。次に、月例給の改定についてでございますが、民間給与との格差を解消するため、初任給及び若年層を中心に給料月額を引き上げるものでございます。平均で0.3%の改定率となるもので、これにより別表第1行政職給料表及び別表第2医療職給料表を改めるものでございます。初任給を例に挙げますと、大卒3千円、高卒4千円の引き上げとなります。なお、月例給の改定については、令和4年4月1日に遡及して適用されますので、4月からの差額分及び、先に支給された勤勉手当との差額については、追加支給することとなります。改定内容は、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○副議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第14議案第32号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第14議案第32号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第33号御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第15議案第33号御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、一般職職員の月例給及び勤勉手当の改定に対応しまして、フルタイム会計年度任用職員についても改定をおこなうものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明申し上げます。

○副議長(葛城昌俊君):中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋英樹君):はい、議長。改正内容について、ご説明を申し上げます。フルタイム会計年度任用職員の給与につきましては、一般職職員の規定に準じ定めているものでございますが、今回の人事院勧告に沿った内容につきましては、令和4年度内の適用は行わず、令和5年4月1日から適用するものでございます。従いまして、改正文第1条における勤勉手当の支給月数は、現行と変わらず100分の95とするものでございます。これを踏まえまして、改正文第2条では、第15条第1項後段を削るの規定を適用することによりまして、令和5年4月1日からは、一般職と同様に、勤勉手当の年間支給月数が、2.0月ということになります。月例給についても、人勧に沿って改定した一般職職員の給料表を引用したものとなっております。以上が改正の内容でございます。よろしくお願ひ致します。

○副議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第15議案第33号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第15議案第33号御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第34号令和4年度御杖村一般会計補正予算(第5号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第16議案第34号、令和4年度御杖村一般会計補正予算第5号の議定についてを議題とします。本案につきまして、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに5千百5拾7万4千円を追加し補正後の総額を26億9千百8万4千円とするものでございます。主な内容ですが、歳入では、普通交付税交付金を現時点での見込み額に合わせて増額し、歳出では、人事院勧告に沿った人件費の増額と、歳入超過分を基金積立とするものでございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○副議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第16議案第34号、令和4年度御杖村一般会計補正予算第5号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

### ◎議案第35号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第17議案第35号、令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第2号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ拾万6千円を減額し、補正後の総額を1億4千3百2拾5万5千円とするものでございます。主な内容ですが、給与改定による増額と、保留しておりました人事異動に伴う減額分を調整したものでございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○副議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的な質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第17議案第35号、令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第2号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

### ◎議案第36号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正 予算(第4号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第18議案第36号、令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第4号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、先ず、事業勘定ですが、歳入歳出それぞれに5拾7万1千円を追加し補正後の総額を2億9千百拾3万1千円とするものでございます。主な内容は、歳入では、据え置いていた繰越金を増額し、基金繰入金を減額する調整を行い、歳出では、県への納付金を増額するものでございます。診療施設勘定については、歳入歳出それぞれに7拾7万9千円を追加し、補正後の総額を1億2千3百拾8万2千円とするものでございます。主な内容は、給与改定に伴う増額と、令和3年度の地方債発行額確定に合わせて償還元金を補正するものでございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○副議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第18議案第36号、令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第4号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

### ◎同意第4号御杖村教育委員会の委員任命につき同意を 求めることについて

[上程、説明、採決]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第19同意第4号御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求

めることについては、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。日程第19同意4号について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本村教育委員会委員の小坂佐代さんが、令和4年12月25日に任期満了となります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条第5項に、地方公共団体の長は、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないと、あります。小坂さんは、令和2年5月12日に教育委員会委員に就任されて、現在は小学校6年生の児童の保護者としてPTA会長を務めるなど教育活動に熱心に取り組んでおられます。引き続き委員に任命致したいので、議会の同意を求めます。任期は、令和4年12月26日から4年間です。ご審議の上、同意賜りますよう、お願い致します。

○副議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきました。本案につきましては、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第19同意第4号については、質疑及び討論を省略します。これより、日程第19同意第4号について、採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第19同意第4号、御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

## ◎休憩

○副議長(葛城昌俊君):ここでしばらく間休憩といたします。自席にて休憩と致します。

休 憩 (午前11時16分)

再 会 (午前11時17分)

## ◎再会

○副議長(葛城昌俊君):それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

## ◎同意第5号御杖村副村長の選任につき同意を求めることについて

[上程、説明、採決]

○副議長(葛城昌俊君):お諮りします。ただいま伊藤村長より同意第5号が追加提案されました。これを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

- 副議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。よって、同意第5号を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定をいたしました。
- 副議長(葛城昌俊君):追加日程第2・同意第5号御杖村副村長の選任つき同意を求めることについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案について、ご説明申し上げたいと思います。前松原副村長の退任以降、諸般の事情により副村長をおいていなかったわけですが、この間にあっては、議員よりも副村長設置を望むご意見もいただいていたところがございます。私も、現在の任期が後半にさしかかったところですが、先日は、病気療養のため休ませていただいたらさせていただきます。これらのことを考えますと、私の代理としての職がぜひ必要と考えますので、現在不在である副村長の選任をたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。副村長には議案書にありますとおり、総務課長であります中嶋英樹君を充てたいというものでございます。任期は令和5年1月1日から4年間でございます。中嶋君は昭和37年6月29日生まれの60歳で、昭和58年に御杖村役場に奉職し、約40年となります。この間、財政担当から始まり、コンピュータの導入、小学校や国保診療所、ケアハウス建築に携わり、合併協議会にも派遣されるなど、本村のほぼ全ての課を経験して、現在、総務課長として広く村政を見渡せる立場に在職しております。今回の選任に当たりましては、豊富な行政経験によって村政や職員のこと熟知し、洞察力にすぐれて、私の補佐役として最も適任者と思っております。何とぞご同意を賜りますよう、よろしくお願い致します。
- 副議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきました。本案につきましては、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 副議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、追加日程第2・同意第5号については、質疑及び討論を省略致します。追加日程第2同意第5号について採決を行います。原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、追加日程第2同意第5号御杖村副村長の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

## ◎散会の宣言

- 副議長(葛城昌俊君):以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。次回の本会議は12月20日火曜日午前10時より開くことに致します。本日は、これにて散会致します。お疲れ様でした。

(午前11時22分散会)



(令和4年12月20日)

## 令和4年12月御杖村議会定例会(第2号)

令和4年12月20日(木)

開議 午前10時00分

### ◎議事日程〔審議結果〕

#### 第1 承認第7号〔原案承認〕

専決処分の承認を求めることについて  
(令和4年度御杖村一般会計補正予算(第4号))

#### 第2 議案第34号〔原案可決〕

令和4年度御杖村一般会計補正予算(第5号)の議定について

#### 第3 議案第35号〔原案可決〕

令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の議定について

#### 第4 議案第36号〔原案可決〕

令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の議定について

#### 第5 発委第5号〔原案決定〕

閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

#### 第6 発委第6号〔原案決定〕

閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

### ◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

### ◎出席議員(7名)

副議長	葛城昌俊君	1番	張間裕子君	
	2番	廣口芳弘君	4番	古川芳明君
	6番	山岡隆良君	7番	松岡一生君

### ◎欠席議員(1名)

議長 木村忠雄君

### ◎会議録署名議員

4番 古川芳明君 6番 山岡隆良君

### ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
教育長	鈴木泰弘君
総務課長	中嶋英樹君
むらづくり振興課長	片岡保昌君
会計管理者	今井智君
教育委員会次長	中村康幸君
住民生活課長	仲子雄史君
産業建設課長	古谷匡敏君
保健福祉課長	川上隆二君

### ◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森本成則君

閉会 午前10時13分

## ◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

### ◎開会及び開議の宣言

○副議長(葛城昌俊君):皆さん、おはようございます。本日の12月定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。本日の会議に際し、木村議長より入院療養のため欠席届が出ております。ことによりまして、議長が欠席となりますので、地方自治法第106条の規定により、私副議長が議長の職を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。ただ今の出席議員は6名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程第2号のとおりとします。

### ◎承認第7号専決処分の承認を求めることについて(令和4年度御杖村一般会計補正予算(第4号))

[上程、委員長報告、委員長質疑、討論、採決]

○副議長(葛城昌俊君):先ず、日程第1、承認第7号専決処分の承認を求めることについて、令和4年度御杖村一般会計補正予算第4号につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。これを議題とし御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から審査経過及び結果の報告をお願いします。山岡委員長。

○6番(山岡隆良君):議長、6番山岡。

○副議長(葛城昌俊君):山岡委員長。

○6番(山岡隆良君):それでは、予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、承認第7号につきまして、審査の経過と結果についてご報告いたします。まず、審査の経緯でございますが、去る12月13日の本会議におきまして、専決処分による補正予算1件及び補正予算3件の合計4件の案件が付託されたことにより、12月16日に予算決算委員会を開催いたしました。当日は、木村委員を除く委員及び村長をはじめ各部局の所属長出席のもと審査を行いました。審査の経過でございますが、承認第7号につきまして、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より活発な質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、承認第7号につきまして全員の賛成により、承認すべきものと決定いたしました。以上で、日程第1・承認第7号の予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○副議長(葛城昌俊君):山岡委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、承認です。日程第1承認第7号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第1、承認第7号専決処分の承認を求めることについて、令和4年度御杖村一般会計補正予算第4号は、委員長の報告のとおり承認されました。

◎議案第34号令和4年度御杖村一般会計補正予算(第5号)の議定について、議案第35号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の議定について、議案第36号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の議定について[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第2、議案34号令和4年度御杖村一般会計補正予算第4号の議定について、日程第3、議案第35号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第2号の議定について、日程第4、議案第36号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第4号の議定について以上の3件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。これを一括議題とし御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から審査経過及び結果の報告をお願いします。山岡委員長。

○6番(山岡隆良君):はい、6番山岡。

○副議長(葛城昌俊君):山岡委員長。

○6番(山岡隆良君):それでは、議案第34号から議案第36号の補正予算3件につきまして、一括して、その審査結果について報告をさせていただきます。審査の経緯につきましては、先に報告させていただきましたとおりでございます。審査の経過でございますが、各会計ごとに質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より多くの質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、補正予算3件ともに全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、日程第2・議案第34号から日程第4・議案第36号までの予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○副議長(葛城昌俊君):山岡委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第34号令和4年度御杖村一般会計補正予算(第5号)の議定について

[討論、採決]

○副議長(葛城昌俊君):続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。先ず、日程第2、議案第34号令和4年度御杖村一般会計補正予算第4号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第2議案第34号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第2、議案第34号令和4年度御杖村一般会計補正予算第4号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第35号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正 予算(第2号)の議定について

[討論、採決]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第3、議案第35号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第2号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第3議案第35号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第3、議案第35号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第2号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第36号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正 予算(第4号)の議定について

[討論、採決]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第4、議案第36号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第4号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第4議案第36号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第4、議案第36号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第4号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎発委第7号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

[上程、採決]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第5発委第7号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

議会運営委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

### ◎発委第8号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会) [上程、採決]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第6発委第8号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。むらづくり委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定によりむらづくり施策に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

### ◎閉議及び閉会の宣言

○副議長(葛城昌俊君):以上をもって、本日の日程は全部終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和4年12月御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(午前10時13分閉会)



◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会副議長

葛城昌俊

御杖村議会議員

古川芳明

御杖村議会議員

山岡隆良